

しんち

広報

2月1日現在

🏠	1,899世帯
♂	4,208人
♀	4,430人
合計	8,638人

60号

51 / 3



としておきましょう。

春日遅遅として

白雲がやわらかに光り、「春風 春水一時に来る」の姿が目前に広がる。

春は、張るであり、四時の第一そして、なさけ、たのしみ、と続く。草木の芽が初めて出生せんとして、未だじゅうぶんじのび難いさま。

牛は春に縁が深い。春農祭、春場など、春と農耕、農耕と牛が密接に結びついていたのである。

しかし、牛の姿はすっかりみられない。酪農家も、ここ三年の間に全国的に三分の一になった。これは飼料の高騰とさらに不況とインフレによって、畜産物の需要がへったことが大きな原因になっているといわれている。

しかし、将来の日本人の栄養、動物性たんぱく質の摂取の問題になると、畜産をおろそかにはできない。また、畜産のたてなおしと成長が、日本農業の再建のかぎにぎると叫ばれ始めてきた。畜産のたて直しはエサの確保がきざであり、いずれ人は自然の摂理にそむくことはできないようだ……

「春潮のあらぶるきげは丘こゆる 蝶のつばさもまだつよからず」

白バラは明るい選挙のシンボルです



福島県知事選挙

投票日は4月18日

明るい県政は清き一票から

▽告示 3月24日(水)

▽投票 4月18日(日)

▽投票時間 午前7時~午後6時(投票開始時刻にサイレンを鳴らします)



選挙権

昭和三十一年四月十九日以前に生まれ、昭和五十年十二月二十一日までに新地町に住民登録をして

いるか。

※県内一回転出者の投票の取り扱いは

昭和五十年十二月二十二日から四月十七日までの間に新地町から福島県内の他の市町村に転出したが、新地町で投票しようとするかたは、転出先の市町村長が発行する証明書を提出しなければ投票

できませんので注意してください

選挙人名簿の縦覧

三月二十三日から三月二十五日までの三日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで役場で行います。

不在者投票

出張や旅行、出張などで投票日に投票できないかたは、選挙の告示日(三月二十四日)から投票日の前日(四月十七日)までの間に不在者投票をしてください。

また、身体に重度の障害があるかたは在宅投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙の知識

金のかからない選挙を目指し、改正された公職選挙法は、昭和五十年十月十四日に公布され、今回

行われる県知事選挙もこの新法によって行われます。

この改正は、選挙をきれいにすることに主眼がおかれ、とくに政治家や候補者などが選挙区内の人へ、金品を寄附することを禁止し、また、有権者が寄附をねだることも法に反するなど、金のかかる根拠をえぐったことが特長とされ、従来の選挙常識から大きく飛躍しました。

つぎのようなことは違反となります

1. お中元やお歳暮を贈ること
2. お祭りのときにお金を寄附したり、お酒などを届けること
3. 出産、入学、卒業、就職などのお祝いに現金や品物を贈ること
4. 結婚式のときにお祝いの現金や品物を贈ること
5. お葬式の際、香典や供物などを贈ること



*お葬式の香典、花輪、供花



*お祭りのときにお金やお酒などをねだること



*お中元やお歳暮

寄附の禁止に関する

質疑応答

(問) 候補者などが会長である団体が候補者などの氏名を表示した表彰状を授与することは、法に違反しないと解するがどうか。また、記念品やカップを贈ることはどうか。

(答) 前段お見込のとおり。後段公職選挙法に違反する。なお候補者などの氏名などを表示しないで記念品やカップを贈ることは法に違反しない。

(問) 候補者などが選挙区内にある者に対して匿名で寄附をすることはどうか。また、配偶者や秘書などの名義で寄附をすることはどうか。

(答) 匿名であっても、他人名義であっても、実質上候補者などが寄附をするものである限り、法に違反する。

土地取引にご注意

国土利用計画法のきまり

ご存知でしょうか。一定面積以上の土地取引については、国土利用計画法による県知事への届出が必要であることを。

国土利用計画法が昭和四十九年十二月二十四日に施行されました。土地の取引をしようとする際は、あらかじめ、県知事に取引しようとする土地の所在や、利用目的、取引の予定対価の額などを届け出し、届け出した日から六週間以内は土地取引の契約を締結してはならないこととされています。(届出制の場合)

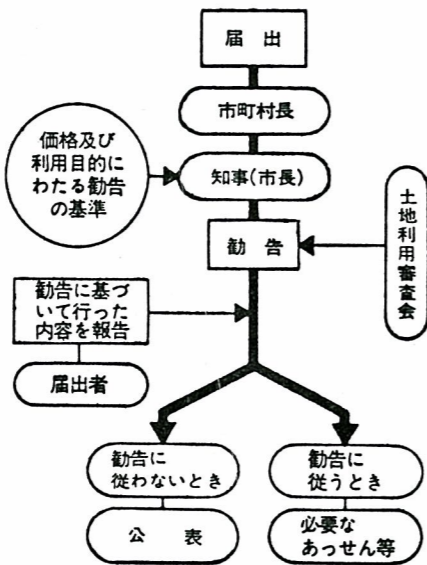
この法律で定められている土地取引の規制は、取引の場所、場合によって異なりますが大きく「許可制」「届出制」「事前確認制」の三つに分けられます。

新地町の場合は、届出制と事前確認制が適用されますが、そのしくみはつぎのようになっています

届出制とは

都市計画区域に全城が指定されている新地町では、五千平方メートル

土地の売買に関する届出のしくみ

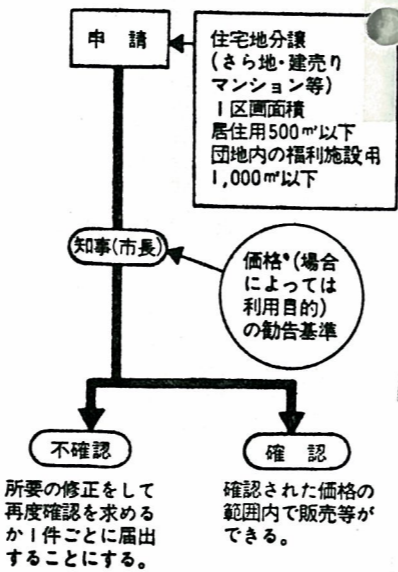


上の土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は新地町長を経由して県知事に届け出ること、および届け出後六週間以内は契約を締結してはならないこと

とされています。

さらに、利用目的が、その地域の土地利用計画に添わないとか、予定対価の額がその地域の地価の水準に比して高いことがあり、と、県知事は届出当事者に対して、取引の中止や予定対価の変更について、勧告など必要な措置をとることとされており。

事前確認のしくみ



に該当しないことについて、県知事の確認を受け、この確認された価額の範囲内で土地の取引を行う場合に限り届出制の適用除外とすることとしたものです。

なお、この確認を求めるとは町長を経由し県知事に申請します

一団の土地とは

土地利用上、現に一体の土地を

構成し、または一体としての利用に供することが可能なりとまとまりの土地で、当事者の一方または双方が一連の事業計画のもとに土地に関する権利の移転や設定を行うおとする土地をいいます。

すなわち、新地町では五千平方メートル以上のまとまりのある土地をい、開発業者が多数の土地所有者から用地を買取るとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように一つ一つの取引は基準以下であっても、まとめるとこの基準に当てはまるような場合は一団の土地となります。

届出の価格の算定

届出に係る土地に関する権利の

価額はつぎのように算定されます。宅地、森林の土地等の別に応じ、固定資産税評価額に倍率を乗する方法、基準地若しくは標準地の届出時標準価格若しくは届出時公示価格に比準する方法または、取引事例比較法、収益還元法および原価法を併用する方法により算定した価額をもって届出の時に届出土地に関する権利の相当な価額とします。

この法律についての詳しいことは新地町役場 企画開発課企画調整係へお問合せください。



保険料と年金額

保険料 納付期間	総保険料納付額		1年間の年金給付額			70歳までにも もらえる年金額	
	46年1月1日 に加入 (A)	50年1月1日 に加入 (B)	経営移 譲年金 60歳から 64歳まで	農業者 老齢年金 65歳から 65歳から	経営移 譲年金 60歳から 60歳から	経営移 譲年金 60歳から 60歳から	場 合
5年の場合	55,800	99,000	211,200	21,120	26,400	1,294	132
6年の場合	75,600	118,800	275,280	22,528	31,680	1,397	158
7年の場合	95,400	138,600	239,360	23,936	36,960	1,502	185
8年の場合	115,200	158,400	253,440	25,344	42,240	1,605	211
9年の場合	135,000	178,200	267,520	26,752	47,520	1,710	238
10年の場合	154,800	198,000	281,600	28,160	52,800	1,813	264
15年の場合	253,800	297,000	352,000	35,200	79,200	2,332	396
20年の場合	352,800	396,000	422,400	42,240	105,600	2,851	528

⑧ 総保険料納付額は、46年1月1日に加入した人については、46年1月から49年12月まで月額750円、50年1月からは月額1,650円で算定してあります。もらえる年金額は、百円単位で四捨五入してあります。

農業者の生活をまもる 農業者年金をどうぞ

農業者年金は皆さんの老後の生活の安定と農業経営の近代化を図るために設立され、すでに五年が過ぎました。そして、今年の一月から支給が開始され、すでに加入しているかたは安心して農業経営に従事していることと思います。当然加入者は国民年金に加入し

五十アル以上耕作(自分名義の農地、または使用収益権に基づく小作地)している農業経営者となっています。資格がありながらまだ加入していないかた(大正八年一月一日以降に生まれたかた)は至急、農協または農業委員会に相談し、加入手続きをしてください

プロパンガスの事故をなくそう お宅のガス設備は安全ですか

プロパンガスは大変に便利なのですが、ちょっと油断すると、爆発、火災あるいは不完全燃焼による一酸化炭素中毒と思わぬ惨事を引き起こすおそれがあります。昭和四十九年においても消費先の事故が約五百四十件発生しておりそのほとんどは消費者の不注意のためにおきています。ですからプロパンガスをご使用になる皆さんの日常もう少し注意すれば、ほとんどの事故は未然に防ぐことができるわけです。特に、ガス器具は常に清潔に心がけ、風呂場には煙突と上下換気口をつけましょう。

1、ガスがもれているのに 気付いたら

- ① 器具のせんや元せんを閉める
- ② 附近の火気を一切消す。
- ③ 窓や戸を全部静かに開けて換気を十分に行う。

2、不完全燃焼に 気付いたら

ガスの炎が赤くなっていたり頭が痛くなったり、はき気がするような場合は、部屋の換気が悪く完全燃焼をしていないおそれがありますので、すぐに、

- ① 器具のせん、元せんを閉める
- ② 窓を十分に開放し、換気を十分に行う。
- ③ 気分の悪い場合はすぐ医者にみてもらうことが必要です。

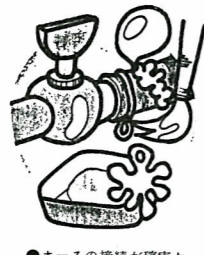
なお、不完全燃焼の場合は、ガスもれと違い、においではわかりませんので、ふだんから換気に心がけてください。

常にガスもれの 点検を

ゴムホースが古くなるととび割れ、ガスもれのおそれがありますから、ゴムホースは早めに取り換えてください。ガスもれを調べるには、石けん水を筆などでぬってみて下さい、少しでも泡がふくらめばガスがもれている証拠です。



●器具のせんや元せんは確実に閉めましょう。



●ホースの接続が確実か、びびわれしていないかどうか点検しましょう。



●不完全燃焼に気を付けて換気を十分に行いましょう。



●煮こぼれや風による立ち消えに気をつけましょう。

使用上の注意

成人病を防ぐには 早期発見・早期治療がきめて

成人病とは?

若い時代からの不合理な生活の累積(つまかさね)によって起こる病気で、その代表的なものは脳卒中、がん、心臓病です。成人病は中年以降に急増し、社会的に重要な年齢層、会社では中堅から幹部社員、家庭では大黒柱ともいうべき人々を襲うので、大きな社会問題となっています。

予防のための日常生活

睡眠と休養

夜ふかしをさけて、早めに就寝し、八時間以上の睡眠を確保すること。また、休日のレジャーは無理なスケジュールをさけ休養を第一にする。

適当な労働と

適当な運動

激しい仕事が続いたりして過労になると、脳卒中や心筋梗塞を起こしやすくなります。動きすぎはさげなければなりません。ふだんあまりからだを動かさない人は、ふとりすぎる傾向があります。ふとりすぎは成人病の大敵です。ふとりすぎを防ぐためには運動が必要です。テニス、ゴルフ、サイクリングなど体力に合わせて行うように



入浴

浴室や脱衣所を暖めてから入り温度は低め(冬は四一度C、夏は三九度Cぐらい)。また時間は一

〇分程度までで、長湯は禁物です

怒り・イライラ 興奮をさける

怒り心頭に達するあまり倒れたり、テレビでのスポーツ観戦に熱中して倒れたりするのもまた起るケースです。



酒・たばこ

お酒は血管を拡張させ、血圧を上げるといわれています。適量ならば、からだを暖めてくれるし、眠りをさそいもします。少量の晩しゃくはさしつかえありません。ただ飲みすぎと、酒のさかなをとりながら飲むことに注意しなければなりません。さかなとしてはたんぱく質、ビタミン類を多く含むものが適量です。



薬は医師の

指示にしたがって

市販の薬を勝手に買ったのんだり、医師からわたされた薬(とくに高血圧の薬など)をのまなかったりすると、病気の人は病状が悪化します。医師の指示を守りましょう。



老齡年金

繰上げ請求はよく考えて

国民年金の老齡年金は、一定の期間保険料を納めた人に六十五歳から支給されます。

しかし、本人が希望すれば、六十歳から六十四歳までの間なら、支給開始を繰り上げてもらうことができます。

最近、この繰上げ請求をする人が目立って多くなりました。しかしちょっと待ってください。この

国民年金の

保険料が改められます

四月から千四百円に

昭和五十一年四月から国民年金の保険料は、これまでの千四百円から千四百円に改められ、附加年金加入者は千八百円となります。

国民年金は、年をとったり、障害者となったり、あるいは母子世帯になったりしたときに年金を支払って、加入者の生活の安定を図るためのものです。そのために、一昨年の春には大幅に年金額が引上

六十三歳以上六十四歳未満で受ける場合(八〇%)
六十四歳以上六十五歳未満で受ける場合(八九%)

Table with 4 columns: 年 (Year), 月 (Month), 六十歳受給額 (60-year-old benefit), 差減額 (Difference/Reduction). Rows show monthly amounts for years 46, 49, 50.

このようにみますと、病弱の人など早く年金を受ける必要がある場合を除いて、一般には、六十五

われます。将来のあなたの年金をよりよくするためにぜひご協力ください。

Illustration of a man holding a sign. Text: 4月からのあなたが納める保険料 1,400円 + 国が足し前する分 700円 = 年金の原資 2,100円

味つけのコツ

調味料は サシセソンの順に

くらしの豆知識

サ(砂糖・酒)シ(塩)ス(酢)セ(醤油)ソ(味噌)の順に加えます。味のしみやすさや風味などの点からこの順序は理にかなっています。たとえば、塩や醤油を先に入れると食品の水分が外に引き出され、組織がたくなって次の調味料を受けつけにくくなるからです。もっとも中華料理などのように調味料を手早く加える必要がある場合は前もって全部一緒にしておきます。

味をゆっくりしみ込ませたい時は、少しずつ何回にも分けて加えると、まろやかなうま味が出てきます。なお、味をつける前に酒を入れると、食品の組織が柔らかくなって味がしみ込みやすくなります。食品のくさみ抜き効果もあります。

どうぞ利用を

農業後継者研修センター

農業後継者研修センターを利用したいかたは所定の使用許可申請書に記入のうえ申し込んでください。なお、使用許可申請書は公民館(同センター内)に備えてあります。

使用料

研修室...一室につき、一時間

使用の制限

使用する目的がつきのようなと

ご存知ですか

離農給付金制度

離農給付金とは、これまで農業を続けてきた農業経営主が、その経営農地を第三者の規模拡大につながるよう農地を譲渡し離農した場合、その経営主に対し支給されるもので、給付額は七十七万と三十五万の二種類あります。

該当者

※二十歳以上で引き続き五年以

上農業を続けて来た経営主であって開拓者離農給付金を受けたことがなく、農業者年金加入期間が三年未満である人。

老人憩の家

電話番号

二一一一五

新地歌壇

目黒 ます代

荒 たまじ

広川 みさ子

太田 智恵子

三宅 康

目黒 美津英

荒 萬

横山 よし

きは使用許可はあたえられません(イ)、公益を害し、善良な風俗をみだすおそれがあるとき。(ロ)、施設をき損し、または滅失するおそれがあるとき。

夜間使用料

農業後継者研修センターを一時間単位として使用する場合は夜間(午後五時以降午前八時まで)に使用するときの使用料は、規定額の倍額(研修室二〇〇円、研修室以外のもの一〇〇円)となります。

園として残してもかまいません。※五十年一月以降は、第三者と十年以上の使用収益権を設定した場合も該当します。

※処分の相手方は六十歳未満で五十歳以上の農業経営者となり、詳しくは農業委員会事務局までおたずねください。

世は移り節分に撒く豆さえも

輸入に頼るわびしき思ふ

木枯しに吹かれつつ陽の落ちゆきて

画然とあり鹿狼稜線

枝打ちて木立にをれば降る霰

落葉を打ちて散る音さびし

老人会火鉢の炭火あかあかと

春立つ窓に雪降り続く

そこはかと春の息吹の福寿草

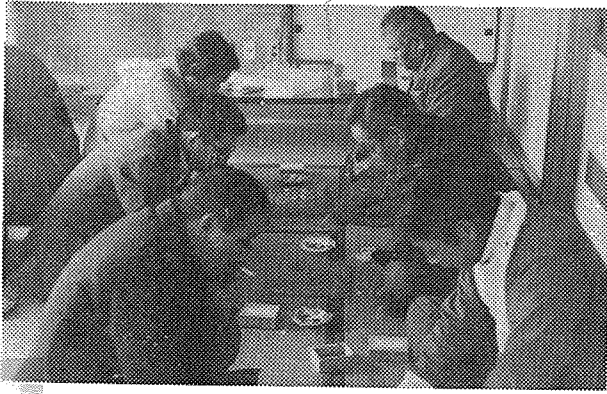
軒下の鉢のつばみふくらむ

数々の想い出残し子は巢立ち

夕べラジオの音を高くす

立春となりたる今日も冷こみて

春は遠かり粉雪の降る



楽しかった スキー教室

体育協会と公民館では昭和五十年度二回のスキー教室を開催しました。スキー教室は通算八回目と

参加者は家族連れや若い人たちがほとんどで、スキー教室の初回から参加している子供たちが、大

なり毎年好評を博しています。スキー教室は町民の皆さんがスキーの知識と技能を深め、お互いの親睦を深めるという目的で、第一回は一月二十五日、第二回は二月二十二日に開催され、宮城蔵王スキー場で楽しい一日をすごしました。



人顔まけの腕前でみんなをびっくりさせていました。

優勝

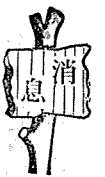
囲碁の部 鈴木 実さん
将棋の部 斉藤 孝さん

公民館主催の昭和五十年年度囲碁将棋大会は

去る二月一日午前九時から新地町公民館において囲碁の部八名、将棋の部十四名が参加して行われました。

結果はつぎのとおりです。(略)

一位	鈴木 実 (釣師)	囲碁の部
二位	平 製雄 (釣師)	
三位	荒 勇 (釣師)	
一位	斉藤 孝 (明地)	将棋の部
二位	斉藤 洋一 (藤崎)	
三位	本田 昭雄 (上真弓)	



一月届出

▽出生

おめでとくございます

正弘	林 胞雄	明地
清光	寺島誠二	釣師
明美	目黒幸雄	小川
学	搦田 清	菅谷
あおい	水戸信夫	新地町

▽死亡

お悔み申し上げます

鈴木 要蔵	今神
木村 亘	渋民
目黒 俊雄	上真弓
佐藤 ヤイ	富倉
東 ハルヨ	大戸浜
寺島 政雄	大戸浜
小野 コウ	小川
菅野登志男	大戸浜
伊藤味左治	大戸浜
佐藤 保治	富倉
目黒 松雄	木崎
東 胞見	大戸浜
加藤マツオ	岡
渡辺 清蔵	新町
佐藤 貞	中里

町長日誌

楊中二

一月	
14日	県土地連合会役員会
16日	県市町村道協議会陳情(東京17日まで)
18日	町民親善サッカー大会
19日	全国簡易水道協会陳情(東京20日まで)
21日	相馬港建設期成同盟会副会長会議 会場整備事業打合せ
22日	教育委員、校長会
23日	土地改良事業推進大会
24日	土地改良事業連合会決起大会
25日	作田部落総会
27日	県農地建設課長、原町農地事務所長来庁
30日	建設常任委員会 農業委員会
31日	食糧事務所原町支所落成式
二月	
2日	新地高校再建期成常任委員会
3日	県消防費じゅつ金組合会議 退職手当組合会議 町村会 理事会
5日	国民有林行政連絡協議会
6日	定例市町村会